

法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針

〔令和2年4月13日決定(令和3年1月21日改訂)〕
法務省新型コロナウイルス感染症対策本部

第1 現状及び目的

新型コロナウイルス感染症については、我が国における感染拡大の状況を踏まえ、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、同月16日にはその対象区域が全国に拡大された。その後、段階的に対象区域の見直しが行われ、同年5月25日、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除された。同年7月から8月にかけて、再び全国的に感染が拡大した後、感染の新規報告数は減少に転じたものの、同年10月末以降、全国的に感染の新規報告数が増加するとともに、医療提供体制がひっ迫する地域が出てきたことから、令和3年1月7日以降、こうした地域を対象区域とする緊急事態宣言が相次いで発出される状況に至った。

新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「政府対策本部」という。)は、緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底することとし、緊急事態措置を実施すべき区域以外の地域においては、地域の感染状況等を踏まえながら感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていくこととしている。また、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を促すとともに、感染の拡大が認められる場合には、政府が都道府県と連携しながら、速やかに強い感染対策等を講じるとしている。

こうした状況の中、国民生活に密接に関わる基本法を所管し、安心・安全な社会を実現するという重要な責務を負っている法務省は、必要な業務を適切に継続してその責務を果たすため、①感染予防策を引き続き実施することはもとより、リスクを管理するとの意識に基づき、②職員が感染した場合の感染拡大防止策、そして、③感染等により出勤できない職員が多数に及んだ場合であっても、職員の健康及び生命を守りつつ、必要な業務を適切に継続する方策(業務継続計画)を定め、感染事案等が発生した場合の迅速かつ適切な対応を可能とする態勢を整えておく必要がある。

本基本方針は、本省局部課及び所管各庁が、それぞれの体制や業務の実

態に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に係る対処方針を検討し策定する際の指針となるよう、政府対策本部策定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年1月13日変更))(以下「政府基本方針」という。)の内容を踏まえ、法務省としての基本的な方針を示すものである。

他方、政府基本方針では、緊急事態宣言の発出や解除は、国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて総合的に判断すること、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行うこととされていることから、本省局部課及び所管各庁において、地域の感染状況や都道府県の要請等を踏まえた判断が求められることにも留意する必要がある。

なお、本基本方針については、感染状況の変化、政府基本方針の変更、感染症や危機管理の専門家の意見等を踏まえ、必要な見直しを行っていく。

第2 実施体制

法務省においては、新型コロナウイルス感染症の発生に際して、必要な対策を推進するため、「法務省新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「法務省対策本部」という。)を設置し、省内の緊密な連携を確保するとともに、法務省危機管理専門家会議を立ち上げ、法務省における必要な対策の実施に当たり、専門家の知見を機動的に活用できる体制を構築した。

本省局部課及び所管各庁においては、本基本方針のほか、法務省対策本部による指示等を踏まえ、それぞれの体制や業務の実情に応じた検討を行い、必要な措置を講ずる。

本基本方針の内容を実効性を持って実現するためには、全職員が、本基本方針の内容を踏まえて、法務省としての新型コロナウイルス感染症対策を共有する必要がある。そこで、各組織においては、各職員に対し、本基本方針や各組織が策定する新型コロナウイルス感染症対策の内容について情報提供し、意思統一を図るよう努める。

また、本省局部課等においては、下記第3の4のとおり、感染防止を目的としたテレワーク勤務等を推進することにより、本省等に出勤する職員が減少することとなるが、所管各庁等からの問合せや相談等に対しては、テレワークの的確な活用や連絡体制の構築等により、担当者や幹部職員が出勤していないことを理由に対応を遅滞等させることなく、適切に対応する。

第3 感染防止対策

感染拡大防止及び法務省の業務継続のためには、職員一人一人が感染

防止対策を実践するほか、来庁者等に対しても可能な限り協力を要請することが必要である。

1 基本的対処の徹底

(1) 職員による感染防止対策の徹底

政府基本方針でも述べられているように、一般的な状況における感染経路の中心は、

- 飛沫感染(感染者の飛沫(くしゃみ, 咳, つば等)と一緒にウイルスが放出され, 他者がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染すること)
- 接触感染(感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後, その手で周りの物に触れることでその物にウイルスが付着し, 他者がそれを触ることでウイルスが手に付着し, さらにその手で口や鼻を触ることで粘膜から感染すること)

であり, 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば, 咳やくしゃみ等の症状がない場合でも感染を拡大させるリスクがあるとされている。一方, 人と人の距離を確保することにより, 大幅に感染リスクが下がるとされている。

各組織においては, このような新型コロナウイルス感染の経路等についての注意喚起を継続して行い, 各職員が, 飛沫感染及び接触感染を防止すべく, 手洗い, 手指のアルコール消毒, マスクの着用(なお, 着用しているマスクの表面にはウイルスが付着している可能性があることから, マスク表面には触れないようにし, マスクを外す際にはゴムやひもをつまんで外すよう注意する。)を含む咳エチケット(咳やくしゃみをする際に, マスクやティッシュ, ハンカチ, 袖・肘等を使って, 口や鼻を押さえる), 換気, ごみの適切な取扱い(鼻水等が付着したマスクやティッシュ, 食事に利用した使い捨ての食器等のごみにはウイルスが付着している可能性があることから, 職場のごみ箱に捨てられたごみを収集場所等に捨てる際には, ごみに直接触れず, また, 捨てた後には手を洗う。), 身体的距離の確保(最低1メートル, 可能な限り2メートル)等の基礎的な対処を日常的に実践するよう, 引き続き働き掛けを行う(令和2年12月7日付け法務省厚第207号法務省大臣官房厚生管理官通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」参照)。

また, 職員が良好な体調を維持し, 健康に勤務できるよう, ワークライ

フバランスの実現をさらに推進する。

さらに、いわゆる「三つの密」、すなわち①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばせば届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件のある場では感染を拡大させるリスクが高いと考えられており、また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うこと、激しい呼気や大きな声を伴う運動等についても感染リスクがあることや、人と人との接触機会を減らすことで感染リスクを低減できることが指摘されている。加えて、飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食(特に飲酒を伴うもの)、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり(休憩・休息スペース、更衣室、喫煙場所)といった場面でも感染が起きやすく、注意が必要であるとされている。

これらを踏まえ、政府基本方針では、「三つの密」の回避や基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」(添付参考資料1参照)の定着や、『感染リスクが高まる「5つの場面」』(添付参考資料2参照)の回避を促すこと、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(添付参考資料3参照)を周知すること等が必要としている。

そこで、各職員に対し、「新しい生活様式」等の実践を呼び掛けるとともに、緊急事態措置の対象区域となった場合等には、国又は都道府県からの要請等に基づき、不要不急の外出・移動等を控え、「三つの密」のある状況を避けることなどを職員に徹底させる。

(2) 窓口業務及び収容施設業務に携わる職員による徹底の重要性

感染防止対策については、当然ながら、感染リスクが高い職場、場面においては、更なる徹底した対策が必要である。

法務局の窓口業務や出入国在留審査業務等の不特定多数の者との接触を要する業務(以下「窓口業務」という。)及び閉鎖空間に多数の者を収容する矯正施設や出入国在留管理庁所管の収容施設における業務(以下「収容施設業務」という。)に従事する職員については、感染リスクが他の職場に比べ高く、また、感染の発生による影響が深刻であることから、個々の職員に対し、特に徹底してこれらの基本的対処を実施するよう、繰り返し意識付けを行う。

2 体調不良の職員への対応

これまでの知見によると、新型コロナウイルスに感染すると、発熱、呼吸器症状が1週間前後続くことが多く、強いだるさ(倦怠感)や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いとされていることから、発熱や倦怠感等の風邪症状がみられる場合には、ちゅうちょすることなく上司等に申し出ることを全職員に周知するとともに、上司等において、体調不良の職員に対しては、早退や休暇の取得を勧奨し、又は在宅勤務を命じ、併せて外出を控えるよう指示することを徹底する。

特に、

- 職員に、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 重症化しやすい高年齢職員や基礎疾患がある職員等で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外の職員で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状が続く場合
 - 妊娠中の職員で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状がある場合
- には(以下、上記4点のいずれかに該当する職員を「感染疑い職員」という。)、当該感染疑い職員に、かかりつけ医等の身近な医療機関や受診・相談センターへ速やかに相談させ、その指示に従うよう強く促す。

また、厚生労働省から、緊急の場合を除いて連絡なく医療機関に直接受診することは控えること、医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底すること、複数の医療機関の受診は控えることなどの呼び掛けが行われていることから、これらに従って行動するよう、注意喚起する。

なお、職員に発熱等の風邪症状が見られることから勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、年次休暇や病気休暇に加え、令和2年3月1日付け職職一104人事院事務総局職員福祉局長通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」に基づき、特別休暇の取得申請が可能である。

おって、令和2年3月18日付け法務省大臣官房厚生管理官補佐官事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための職員健康管理の基本方針に係る対応に関連する資料の送付について」(以下「厚生管理官補佐官事務連絡」という。)により周知しているように、職員に医療機関への受診を求めることについては、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第21条等を根拠に行うことができ、職員が受診命令に従わない場合、それを理由に懲戒処分をすることも一般的には可能と考えられている

(「新 公務員労働の理論と実務 xi」57頁)。

また、自宅待機させている当該感染疑い職員の体調については、適宜の方法で、体調変化の状況、医療機関等への問合せ結果や受診結果等を把握する。なお、感染疑い職員について、一度PCR検査で陰性と判定されても、再度の検査で陽性と判定された案件も報告されていることに留意する。

新型コロナウイルス感染症対策においては、部下の健康管理及び健康状態の把握は、管理職の責務であるとの強い意識を持って臨むことが必要であり、その上で、初期対応が最重要であることを念頭に、職員が遠慮なく体調不良を申告又は相談し、休暇を取得できる環境作りに努める。

3 感染防止のための職場環境及び物品の確保

職場が「三つの密」の状況になることを防ぐため、各組織においては、法令を遵守した空調設備による常時換気(必要換気量一人あたり毎時30m³)又はこまめな換気(寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け等)及び保湿(乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿)、職員同士の身体的距離の確保に努める。

また、感染リスクが比較的高いとされているトイレ及び休憩スペースについては、それぞれの場所に応じた必要な感染拡大予防策(トイレの蓋がある場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示する、ハンドドライヤーや共通タオルの禁止、休憩スペースの利用人数制限、対面での食事や会話の中止、入室前後の手洗い等)を講じる。

さらに、接触感染の防止のため、日頃から、複数の者で共有する物品や、複数の者が頻繁に触れると思料される設備・物品等の消毒を十分に行う。クラスター事案の中には、こうした複数の者が頻繁に触れる設備・物品等を介して感染が拡大した可能性が指摘されている事案もあることを踏まえ、特に、職員が執務室内で共通して使用するリフレッシュコーナー(冷蔵庫の取っ手、ポットのスイッチ、カップホルダー)、コピー機、事務用品、ドアノブ、電気のスイッチ、受話器、テレビリモコン、洗面所や給湯室の蛇口等は、消毒液を用いた拭き取り作業をこまめに行うことを心掛ける。

各組織は、職場における感染防止対策を実施するため、マスクや手指消毒液、飛沫防止のためのアクリル板等の感染防止用品の確保に努める。また、収容施設等においては、一定数の者に対する健康観察の必要が生じる状況に備え、相当数の体温計(感染防止の観点からは非接触型がより望ましいと考えられる。)等の備品の確保に努める。

なお、感染防止用品の確保に当たっては、国民から不公正な調達方法であるとの疑念を抱かれないよう留意する。特に、窓口業務又は収容施設業務を所管する組織においては、マスク等の確保を職員個人に任せることなく、組織として、感染防止用品の確保に努める。

また、特に窓口業務及び収容施設業務においては、飛沫感染や接触感染の可能性が高いことから、それぞれの業務内容、庁舎の構造、設備等の特性を踏まえ、アクリル板等の飛沫防止設備の設置や手袋の着用等を検討する。

なお、業務中に使用したマスクや手袋には、ウイルスが付着している可能性があることから、廃棄場所を特定した上で、ビニール袋内に投棄させる。同ビニール袋を廃棄する際には、必ず密閉し、その後は直ちに手洗い又は消毒を行うなど、使用後のマスク等の廃棄作業による感染拡大を防ぐ方策を徹底する。

4 感染防止のための勤務体制

通勤中又は勤務中における感染リスクの解消・低減のため、終日テレワーク勤務を活用するなどし、出勤する職員の数を減少させる勤務体制の実現を推し進める。特に、緊急事態措置の対象区域となった場合等には、出勤する職員の数を大幅に減少させることができるよう、体制を整備する。

業務内容等により出勤が不可避である職員であって、普段公共交通機関を利用して通勤する者については、電車や路線バス等における感染リスクを低減するため、一時的に、徒歩や自転車等による通勤を許容することも検討する。

通勤に公共交通機関を利用せざるを得ない職員については、混雑時間帯の通勤を避けるため、時差出勤を推奨するとともに、登庁直後及び帰宅直後の手洗い、手指消毒の実施を徹底させる。

妊娠中の女子職員については、令和2年5月11日付け法務省人服第198号法務省大臣官房人事課長依命通知「人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長通知の発出について」に基づき、出勤による負担の軽減のため、在宅勤務・テレワークを命じる等の適切な対応を行う。

5 会議等の実施

複数人が直接集合して行う会議、会同、研修、審議会、展示会、説明会、シンポジウム等(以下「会議等」という。)の実施については、実施の必要性、代替手段(資料配付、書類による稟議、イントラネット、電話対応、テレビ

会議，Web会議，ホームページの利活用等)によることの適否等を考慮し，適切に判断する。

会議等を実施する場合には，地域における感染状況や，国又は都道府県からの要請等を踏まえ，会議等の規模・参加者の範囲等を決定するとともに，「三つの密」を回避する措置(座席配置，人数制限，換気，対面を避ける等)を講じつつ，適切な感染防止対策(手指消毒液の設置，マスク着用，人と人との距離の確保，発熱等の症状がある場合の参加自粛の呼び掛け等)を行う。

なお，緊急事態措置の対象区域となった場合等には，会議等の自粛，延期又は代替手段への振替を積極的に検討する。

また，代替手段として，テレビ会議，Web会議，オンライン研修等が活発に利用できるよう，環境整備を進める。

6 出張

出張先及びその周辺地域等の感染状況，用務の緊急性，重要性を踏まえ，テレビ会議等の代替手段を積極的に検討する。出張の受入れについても同様に検討する。

用務の重要性を勘案し，出張を行う場合にあっては，出張者に，マスクを着用し，人混みを避け，用務先以外の訪問は差し控える等の感染症対策を講じさせる。出張者に発熱等が認められる場合には，速やかに所属上司等に報告を行わせ，出張を中止させる。

なお，緊急事態措置の対象区域に係る急を要しない出張は，原則として，延期又は中止することとする。

海外出張については，外務省の渡航情報を踏まえて対応する。

7 窓口業務及び来庁者への対応

法務局や地方出入国在留管理局等の，日常的に不特定多数の来庁がある窓口業務を持つ職場においては，オンラインや郵送等，窓口に来庁する以外の方法による手続の活用や窓口の混雑緩和策を検討・促進する。また，これらの施策を実施する場合には，ホームページ等で積極的に周知を図るとともに，当該施策の対象に外国人が一定以上含まれると見込まれる場合には，多言語での発信を積極的に行う。

窓口業務を行うに当たっては，庁舎入口に看板等を設置し，発熱や咳等の症状がある来庁者については入館を遠慮いただく旨を掲示するとともに，そのような来庁者を把握した場合には，基本的に入館を遠慮いただく。なお，

入館の遠慮を求める来庁者に対しては、当該措置を講じる理由について十分説明し、理解を得るよう努める。

さらに、庁舎入口に手指消毒液を設置し、来庁者に手指消毒の実施を働き掛けるほか、整理券の配布等によって、同時に入館する人数を制限する。また、順番待ちの列ができる場合には、例えば一定(2メートル程度)の距離を確保させるなど、職員・来庁者間及び来庁者同士の感染防止策を適切に実施する。

また、上記1のとおり、新型コロナウイルス感染症は接触感染のリスクが高いことから、通常の清掃に加え、庁舎内にある来庁者が触れる設備(椅子、手すり、ドアノブ等)について、消毒を実施するほか、窓口業務を担当する職員等については、手洗いやマスクの着用等の感染防止対策を行わせる。

8 収容施設における対応

矯正施設や出入国在留管理庁所管の収容施設は、多数の被収容者が閉鎖空間において集団生活等を行っており、「三つの密」に該当する状況が生じやすいこと、感染した被収容者に対しても職員による一定の接触が必要であることなどから、職員又は被収容者にひとたび感染者が発生すると急速に感染が拡大する蓋然性が高く、業務の継続が困難となる事態も生じかねない。

そのため、収容施設業務については、その特性に応じて、徹底した感染防止対策を策定して実行することが不可欠であり、矯正局及び出入国在留管理庁においては、危機意識を持って、それぞれの施設に特化した対策を講じなければならない。

この点、矯正施設については、矯正施設感染防止タスクフォースの下で策定したガイドラインに基づき、入管収容施設については、入管施設感染防止タスクフォースの下で策定したマニュアルに基づき、それぞれ対策を講じているところ、専門家の意見を仰ぎつつ、感染事案発生時のシミュレーションの実施や、必要に応じたガイドライン等の改訂を検討する。

9 情報の収集及び周知

法務省対策本部、本省局部課及び所管各庁は、国内又は所在地域における感染状況のほか、感染防止策、感染した場合の症状及び採るべき対応等の情報収集等に継続的に努めるとともに、有用な情報を入手した場合には、法務省対策本部を経由するなどして職員への周知を図る。

第4 職員等に感染者が発生した場合の感染拡大防止対策

感染の拡大防止のためには、迅速かつ的確な初期対応が欠かせない。陽性の判定結果が確認されてから対応を開始するのではなく、職員が感染が疑われる症状を申告してきた段階や、濃厚接触の可能性があると判断した段階等から、遅滞なく対応を講じる必要があることを十分に認識する。

1 職員への対応

(1) 感染疑い職員及び感染が確認された職員への対応

発熱等の風邪症状が見られる職員又は感染疑い職員は、医療機関等から当該疾病の原因の結果が得られるまでの間、原則として、在宅勤務又は休暇を取得して外出を控えることとし、毎日体温を測定させるとともに、出勤の可否については上同等の指示に従う。

その結果、感染が確認された場合には、当該職員は、回復に至るまでの間、特別休暇の取得、在宅勤務(無症状の場合)又は就業禁止の措置により、厳に出勤しないこととする。

その際、上同等は、当該職員に対し、感染が確認されたことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはないことをあらかじめ周知する。

(2) 濃厚接触者と判断される可能性のある職員及び濃厚接触者と判断された職員への対応

ア 濃厚接触者の定義

濃厚接触者とは、感染者(無症状病原体保有者を含む。)の感染可能期間(発熱、咳・呼吸困難等の急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(具体的には、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等)を呈した2日前(無症状病原体保有者については陽性確定に係る検体採取日の2日前)から隔離開始までの間)に接触した者のうち、以下に該当する者をいう。

- 感染者と同居又は長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者
- 適切な感染防護なしに感染者を診察、看護、介護していた者
- 感染者の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策(飛沫感染予防として感染者が適切にマスクを着用している

こと、接触感染予防として感染者が適切に手指消毒を行っていること)なしで、感染者と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

イ 濃厚接触者と判断される可能性のある職員への対応

自宅待機中の感染疑い職員について、症状が継続しているなどの状況が認められる場合は、医療機関等への問合せ結果も踏まえ、当該感染疑い職員の検査の受検の有無にかかわらず、職場において当該感染疑い職員と濃厚接触し、保健所により濃厚接触者と判断される可能性のある職員(以下「濃厚接触疑い職員」という。)の把握及び対応指示を行う。

具体的には、当該感染疑い職員の発症日2日前以降の行動履歴(公用車の使用の有無を含む。)を可能な限り申告させるとともに、上司・同僚等から聞き取りを行ったり、所属組織内に周知するなどして、濃厚接触疑い職員を把握する。その上で、当該濃厚接触疑い職員に対し、在宅勤務等を指示するとともに、朝夕2回検温し、発熱、咳、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)等を発症した場合には、直ちに上司等への報告及び医療機関等への問合せを行うよう指示する。

さらに、感染疑い職員の感染が確認された場合は、庁舎の所在地を所管する保健所に連絡し、濃厚接触疑い職員等について、濃厚接触者に該当するか否かの判断に必要な資料を提供するなど、保健所と連携して対応する。

ウ 濃厚接触者と判断された職員への対応

ウイルスの潜伏期間は1～14日(一般的には約5～6日)とされており、濃厚接触者については、症状の有無や検査結果にかかわらず、感染者と接触してから14日間は健康観察が必要とされている。PCR検査の結果が陰性であっても、同期間は健康観察期間として不要不急の外出を控える必要があり、新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状が現れた場合は、再度、検査を実施することとされている。

したがって、濃厚接触者と判断された職員に対しては、感染した職員との接触時点から14日間の自宅待機(在宅勤務等)を指示するとともに、不要不急の外出及び公共交通機関の使用を控えるよう指示する。また、当該期間中、朝夕2回検温し、発熱、咳、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)等を発症した場合には、直ちに上司等に報告するとともに、保健所等に問い合わせるよう指示する。なお、当該期間経過

後も、保健所の健康観察終了に係る判断があるまでは、在宅勤務等を継続させる。

エ 職員の同居の家族に感染者等がいる場合の対応

職員の同居の家族に感染者又は感染疑いの者がいる場合には、上記イ及びウに基づき対応する。

また、家庭において、できる限り部屋を別室とすること、感染者の世話等は特定の家族に限ること、マスクの着用、こまめな手洗い・消毒、定期的な換気、ドアノブ等の共用部分の消毒等を励行すること、職員及び同居の家族についても、不要不急の外出を避け、体温計測等の健康観察を行うなど、家庭内での感染拡大防止対策を実施する(添付参考資料4「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」参照)。

(3) 同僚職員への対応

感染疑い職員が生じた場合、上記(2)の濃厚接触疑い職員とは認められない者であっても、感染疑い職員と長時間、比較的近距離で過ごしたと考えられる範囲の職員については、既に感染している可能性が否定できない。

そのため、感染拡大のリスクを最小限に抑える見地から、まずは幅広く自宅待機とし、保健所等と連携の上、各同僚職員の勤務状況や感染疑い職員等との接触状況について詳細に把握し、その結果を踏まえ、健康状態に問題がなければ、順次自宅待機を解除することが相当である。

もとより、自宅待機中の職員については、不要不急の外出は厳に慎み、自宅待機解除後であっても、当該感染疑い職員との接触時点から14日間は、朝夕の体温測定、頻繁な手指衛生及び終日のマスク着用を行い、上司等においては継続して当該職員の体調確認を行う。

関係する職員全体の状況を把握・管理するために、一覧表(添付参考資料5参照)を活用することも有用である。

なお、濃厚接触者と判断された職員が生じた場合にも、当該職員の体調、当該職員と感染者の接触時期及びその後の勤務状況等を踏まえ、感染の可能性が認められる同僚職員の自宅待機等の判断を行う。

(4) 判断の責任者等

上記(1)ないし(3)の各判断を速やかに行うため、

- 判断の責任者

- 自宅待機とする同僚職員の範囲の基準・目安(上記趣旨を踏まえた上で、濃厚接触者と判断される可能性のある同僚職員を中心に検討する(感染疑い職員等と同室の職員全員、当該職員と同じ系の職員全員、隣接する系の職員、当該職員と同乗して自動車による出張をした職員等)。ただし、当然ながら、最終的には個別の状況に応じ判断することとなる。)
- 自宅待機期間(感染可能性がないと認められる事情が明らかになるまでは、現状においては当該職員との接触時点から14日間)
- 代務体制
等について、あらかじめ検討しておく。

(5) 上記(1)ないし(3)以外の職員への対応

手指消毒等の感染防止対策、出勤時の体温計測等の体調確認及び体調不良時の報告を徹底させる。

(6) 職員のメンタルヘルスへの配慮

感染した職員はもちろん、感染の疑いにより自宅待機とされた職員や勤務を継続する同僚職員等の中には、自身や家族の健康状態等に不安を抱き、精神的に不安定になる可能性もあることから、幹部職員は職員のメンタルヘルスに十分配慮するとともに、職員が悩みなどを相談しやすい環境作りに努める。

(7) 感染した職員を職場復帰させる要件

原則として、医療機関等から他の職員への感染のおそれがないと認められた場合とする。この判断に当たっては、厚生労働省が感染者の退院基準(宿泊療養・自宅療養の解除基準も同様)について、有症状者は「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」等と、無症状病原体保有者は「検体採取日から10日間を経過した場合」等としていることを踏まえつつ、診断時に医師から指示・指導された内容、退院後又は発熱や咳等の症状消失後の健康観察の状況等諸般の事情に基づき、上記(4)で定める判断責任者において、総合的に判断するものとする。

なお、当該判断に当たって、再度のPCR検査を求めることは、現状では医療機関への過度な負担となることから、職場復帰の前提として再度のPCR検査の実施や各種証明書の提出を条件とすることは適当でない。

また、職場復帰後も、退院又は療養解除後4週間は健康状態を毎

日確認し、発熱や咳等の症状が出た場合、当該職員は、速やかに上司等に報告の上、自宅待機し、保健所等に連絡してその指示に従う。

加えて、回復後であっても、いわゆる後遺症として、倦怠感や息苦しさ(呼吸困難感)、関節痛等の様々な症状が継続する例が報告されていることを踏まえ、上司等は、職場復帰後も当該職員の健康状態に留意する。

2 情報管理体制の構築及び迅速な報告の徹底

感染疑い職員等が発生した場合には、状況を逐一迅速に把握するとともに、各組織において、情報収集の担当者及び情報を集約し管理する担当者をあらかじめ定めておくなど、情報を適切に管理し共有する体制を構築しておく。

また、本省局部課及び所管各庁は、感染者等の発生等について、大臣官房秘書課又は上級庁に対し、所定の要領に基づき、迅速に必要な報告を行う。

3 情報の収集及び提供

感染疑い職員等については、以下について情報を収集し、必要に応じ、当該職員との接触により感染可能性が相当程度認められる職員等に対し、必要な情報を提供する。

- 症状の程度、保健所等への相談状況、医療機関等の受診状況、診断内容、検査日、検査結果判明の見込日、検査結果等
- 担当業務、職場における行動範囲、執務環境、勤務時のマスク着用等の感染症予防措置の状況

なお、厚生管理官補佐官事務連絡で周知しているとおり、職員に、自身及び家族の感染状況等について報告を求めることは、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第25条の2等を根拠に行うことができる。

また、職員の感染が判明した場合には、保健所又は当該職員が所属する組織による調査に供するために、当該職員やその同僚職員等の行動歴の提供が必要となる可能性が高い。そこで、各職員に対し、一定期間の行動歴の説明が求められる状況が生じ得ること及び正確な情報を提供することが感染拡大防止に資することを意識付けるとともに、自身の行動歴(勤務日、往訪場所、接触者等)について、後日説明ができるよう準備しておくことが望ましいことを周知する。

各職員の情報収集に際しては、例えば、感染した職員の勤務日や発症日

を一覧できる表(添付参考資料5参照)を用いるなどして、感染の可能性がある職員を把握・特定することが有効である。

なお、職員から感染した可能性のある来庁者等の部外者への連絡の要否については、保健所と相談の上、適切に対応する。

4 消毒の実施

自宅待機中の感染疑い職員について、症状が継続しているなどの状況が認められる場合は、当該職員の行動履歴を踏まえ、当該職員が執務室、会議室、トイレ等において触れた可能性のある箇所(机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、いす等)を把握し、手袋着用の上で、速やかに70%以上のアルコール又は0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で消毒を実施する。

また、感染が判明した場合には、職場の消毒実施の要否、消毒の範囲及び方法について、保健所の指導又は助言に基づき実施する。

消毒は、必ずしも保健所が実施するものではなく、感染が判明した職員等の所属する組織が行う必要があるところ、消毒の実施者(職員が行うのか、業者に委託するのか)、業者に委託する場合の調達方法、二次感染を防ぎつつ消毒を実施する方法等について、あらかじめ検討しておく。

また、職員が消毒を実施する場合に備え、マスク、手袋、防護服、消毒剤等の備品をあらかじめ整備する。

なお、感染疑い職員等が発生したときは、速やかに庁舎管理担当部署に連絡する。合同庁舎の場合、当該庁舎管理担当部署は、共用部分の対応も含め、庁舎管理庁と相談する。また、庁舎への立入制限や業務の休止等を行う場合には、速やかにこれを周知する。

5 収容施設における感染

閉鎖空間であり、感染拡大の危険性が特に大きい収容施設においては、職員から被収容者への感染拡大を徹底して防止するとともに、被収容者の収容の在り方、外部医療機関との連携、病院移送となった場合の措置等について、適宜、専門家の助言等を踏まえつつ、施設規模、被収容者の特性等に応じた効果的な対処方針を個別に検討する。

6 公表

(1) 適切な情報の公表

感染が判明した際には、リスクコミュニケーションの観点から、適切に情報を公表することにより、国民や地域、関係機関等の不安の軽減や

信頼関係の構築を図ることが重要である。職員の感染が判明した場合は、その時点における国や都道府県等による公表の状況・公表内容の程度等を勘案しながら適切に対応する必要があるが、現状においては、感染が判明した都度、原則として公表することとなる。公表に当たっては、当該職員の年齢、従事する業務の内容（来庁者等との接触の有無）、診断に至った経緯、感染経路、消毒等の職員の感染判明に伴って講じた措置、これまでの感染防止策及び今後の対応等について、説明が必要になることが見込まれる。

なお、公表は、原則として当該職員の所属組織において実施するが、上級庁や本省局局部課等においても報道対応が必要となる場合があることから、事前に上級庁等と十分に情報共有や連携をした上で、行うものとする。

(2) 地域住民への情報提供

公表に当たっては、リスクコミュニケーションの観点から、感染の状況、感染判明後に講じた初期対応や感染拡大防止策等に関する情報を、正確かつ迅速に公表することにより、地域住民の不安の軽減に努める。

第5 多数の職員が出勤できない場合の業務継続計画

1 業務継続計画の基本的な考え方と被害の想定

業務継続計画は、感染がまん延する緊急事態の中にあっても、必要な業務を継続し、法務省としての機能を維持し、その責務を果たすための計画をあらかじめ策定するものである。

現下の状況に鑑み、以下の状況を想定して策定するものとする。

- 日本国内で急速に感染がまん延し、職員にも多数の感染者が発生する状況を想定する。
- 感染が確認された職員及び濃厚接触者と認定された職員は、少なくとも14日間程度、出勤できないものと仮定する。なお、経過観察期間も考慮すると、感染が確認された職員は、14日間以上出勤できない可能性が高いことにも留意する。
- 感染した職員等の休暇取得等、濃厚接触者の自宅待機、感染した家族の看護等による休暇取得により、全体の4割程度の職員が業務を遂行できず、また、感染拡大防止のためのテレワーク等の積極的な実施により、庁舎に出勤できる職員は全体の3割程度であると仮定する。

- 緊急事態宣言の下でも、公共交通機関は平常どおり運行していると仮定する。ただし、外出自粛要請等に基づき、公共交通機関の大幅な間引き運行や運行時間短縮が行われる場合には、徒歩や自転車等による通勤とならざるを得ないことも想定される。
- 物資の不足や物流の停滞は、基本的に業務に影響を与えないものと仮定する。ただし、マスクや消毒液等の感染防止用品については、不足する状況が生じることも想定する。
- 国会については、必要な予算措置や法整備を行うために開会が継続されており、一定の対応が必要であることを前提とする。
なお、クラスターは、同時多発的に、複数の部署、官署、施設で発生する可能性があることから、こうした事態を想定した対応についても検討しておく必要がある。

2 業務の仕分け

多数の職員が出勤できない危機的な状況の中で、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策の確実な実施とともに、不急の業務を縮小・中断することにより、業務の絞り込みを徹底的に行い、真に必要な業務に人的資源を集中させることが必要である。

本省局部課及び所管各庁においては、それぞれの人的体制や業務内容等の実情に応じ、当該業務の役割、業務の縮小・中断が他に与える影響の大きさ、業務遂行に必要な人的体制等を踏まえ、以下のとおり、所管業務を強化・拡充業務、一般継続業務及び縮小・中断業務に仕分けし、感染の拡大期であっても実施すべき業務を特定した上で、同業務を実施するための体制を確保する。

強化・拡充業務については、優先的に実施し、一般継続業務については、優先順位を考慮した上で適切に継続する。縮小・中断業務については、大幅に縮小又は中断し、特に感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断した上で、その人員を、強化・拡充業務又は一般継続業務に投入する。

○ 強化・拡充業務

感染拡大により新たに生じた業務又は業務量が増加するものをいう。例えば、政府対策本部との連絡調整、法務省対策本部に関する事務のほか、水際対策に係る業務、各庁における感染拡大を防止するための業務等が、これに該当する。

○ 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、業務を中断又は大幅に縮小することが困難な業務並びに同業務及び強化・拡充業務を実施するための環境を維持するための業務をいう。例えば、収容施設業務，出入国在留管理に係る業務，捜査・公判に係る業務のほか，物品購入・契約，安全・衛生及び庁舎管理業務等が，これに該当する。

○ 縮小・中断業務

強化・拡充業務及び一般継続業務以外の業務で，中長期的な業務等，緊急に実施することが必須ではなく，一定期間，大幅な縮小又は中断が可能な業務をいう。

なお，いずれの業務についても，急速に感染が拡大する状況下の人員体制にあつては，平時と同様に実施することは困難であることから，職場における感染状況を踏まえ，適時適切に，業務の縮小・中断等の必要な措置を講じる。

3 本省局部課及び所管各庁で検討すべき業務継続計画

- (1) 感染がまん延した状況下における，意思決定及び指示の具体的な体制を検討する。特に，幹部職員が出勤できない場合の代替判断者を選定しておく。
- (2) 緊急連絡体制及び職員の出勤状況や自宅待機職員の状況の推移を把握し，責任者に情報を集約する体制を構築する。
- (3) 上記(2)の勤務体制に基づき，所管業務を仕分ける。
- (4) 仮に特定部署の全員が自宅待機等となる事態となっても，強化・拡充業務及び一般継続業務を遂行するための機動的な職員配置を可能にする人員計画が必要となる。特に，当該業務を指揮監督できる職員を確保し，効果的な人員配置を可能とするため，一定の役職以上の職員については，その経歴・経験等を適切に把握しておくなどの工夫を講じる。

なお，人員計画の策定に当たっては，より実効的な計画とするため，以下に留意する。

- 時期によって業務の種類(継続業務又は縮小・中断業務)が変わる場合は，その時期を明示し，又は時期ごとに計画を作成する。
- 業務の縮小の可能な程度，班交代制勤務の可否，在宅勤務の可否等，業務継続に当たっての参考となる情報を盛り込む。
- 上記1の被害想定(全体の4割程度の職員が業務を遂行できない)

に基づく人員体制のほか、継続する業務を可能な限り縮小した上で、最低限必要となる人員を算出する。

- (5) 各種業務の遂行に必要な不可欠な情報システムの維持のため、感染拡大による、オペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障発生時のメンテナンスサービスの不足を想定した対応を検討する。
- (6) 当該業務を本来担当する職員が出勤できず、応援職員による業務遂行を余儀なくされる事態を想定し、応援職員であっても円滑に事務処理できるよう、継続して実施する業務については、あらかじめ事務処理要領等を整備する。
- (7) クラスターの発生等により、官署、施設に感染がまん延した場合には、他の官署、施設からの応援職員の派遣が必要となることを想定し、円滑な応援職員の派遣及び応援職員による業務の実施に必要な対応を検討する。

4 業務継続計画に基づく業務の開始

本省局部課及び所管各庁は、地域における感染の拡大状況、職員の感染状況等を踏まえ、業務継続計画に基づき、必要な対応を行う。その際、大幅な業務の縮小・中断を行うなど、関係機関等との連携に影響を生じる可能性がある場合には、上級庁及び本省局部課等に遅滞なく人員体制や業務の実情等の必要な情報を提供し、上級庁等は適宜応援職員の派遣等を検討する。

5 業務継続計画によっても業務継続が困難な場合

業務継続計画によっても業務継続が困難な場合には、本省局部課及び所管各庁は、法務省対策本部又は上級庁の指示を仰ぎ、実情に即した機動的・弾力的な措置を講じる。

第6 デジタル化の推進

今後も、人と人が直接接触することをできる限り避けた上で必要な業務を継続することが求められると見込まれるため、会議等におけるペーパーレス化への対応に必要な機器、庁舎内におけるウェブ会議をより円滑に実施するための通信設備、テレワークをより効果的に実施するためのテレワーク用機器の増加等、デジタル化に係る必要な環境整備を進める。

第7 その他

本省局部課及び所管各庁は、社会における感染状況，政府対策本部等の方針，都道府県からの要請等を踏まえ，本基本方針に基づく対応の強化又は緩和を柔軟に行う。

また，実施した各種対策に関する評価を行い，必要に応じ業務継続計画等の見直しを行う。

なお，本基本方針の適用期間については，当初，新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令（令和2年政令第45号）において定める日（令和3年1月31日）までとされていたところであるが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ，令和3年1月21日付け改訂から，当面の間，終期を定めないものとする。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）** 空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。）
 - ※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

参考資料4

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。** 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

番号	氏名	性	年齢	職業	居住地	渡航歴	発症日	症状	経過	3/17	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/12	4/13	4/14	4/15	4/24	備考
										火	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	日	月	火	水	日	
										-14	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	12	13	14	15	24	
	感染者 ●●●	男	40	法務事務官	〇〇管内	なし	3月31日	頭痛、発熱	1日A受診、7日A再診、胸部CT肺炎像、B受診、検査陽性	発症の約2日前から他者への感染力を有する可能性がある			発症	A受診勤務	自宅待機	自宅待機	週休	週休	自宅待機	A再診 B受診、陽性、 B入院							
	同僚職員									※推定曝露日の起算日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	陽性							
1	XXX	男	45	法務事務官	〇〇管内	なし			※推定曝露日 発症日(3/31)を0日として14日前(3/17)までのいずれかの日		3月30日に曝露された人	曝露1日目	曝露2日目	曝露3日目	曝露4日目	曝露5日目	曝露6日目	曝露7日目	曝露8日目	曝露9日目～	曝露13日目	曝露14日目、健康観察終了					
2	□□□	女	33	事務補佐員	〇〇管内	なし					3月31日に曝露された人	曝露1日目	曝露2日目	曝露3日目	曝露4日目	曝露5日目	曝露6日目	曝露7日目	曝露8日目～	曝露12日目	曝露13日目	曝露14日目、健康観察終了					
3	△△△	男	50	法務事務官	〇〇管内	なし						4月1日に曝露された人	曝露1日目	曝露2日目	曝露3日目	曝露4日目	曝露5日目	曝露6日目	曝露7日目～	曝露11日目	曝露12日目	曝露13日目	曝露14日目、健康観察終了				

(参考資料5：法務省危機管理専門家会議有識者提供資料を基に作成)